

## <別紙>許可条件（上屋）

※上屋一般に関する許可条件ですので、今回の募集対象施設に該当しない項目もあります。

- 1 使用料は、市の発行する納入通知書により指定納期限内に福岡市指定金融機関等に納付しなければならない。
- 2 納入通知書によって使用料を納期限までに納付せず、督促を受けた後に納付するときは、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」の規定に基づき、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該使用料の額(1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。)を徴収する。  
なお、前段による延滞金の額の計算について年当たりの割合は、うるう年を含む期間についても、365日の割合とする。
- 3 博多港港湾施設管理条例(以下「条例」という。)第6条に規定する許可利用者(以下「許可利用者」という。)は、許可を受けた港湾施設を安全に使用するとともに破損させることがないよう各状況に応じた措置を講じた上で使用する等、常に善良な管理者の注意をもってその目的又は用途に従い使用するとともに、安全で適切かつ効率的な利用を図らなければならない。
- 4 許可利用者は、許可を受けた港湾施設に破損等の不具合がないか常に把握するとともに、破損等の不具合を発見した場合は、速やかに安全措置を講じ、市もしくは指定管理者に報告しなければならない。
- 5 許可を受けた港湾施設において使用する電力・水道・ガス等の費用は許可利用者の負担とする。
- 6 許可利用者は、条例及び同施行規則を厳守すること。なお、各ふ頭における本市の再開発計画等が決定された場合は、その決定事項に従うものとする。
- 7 許可利用者は、許可を受けた港湾施設の利用について、法令及び例規の遵守とともに許可条件及び別紙「指導事項」に従い適法かつ適正に行うとともに、市の行政指導等があった場合は、それに従い、適切な対応を行わなければならない。
- 8 許可利用者は、利用状況等を常に的確に把握し、不測の事態等の予防及び発生時の対応について万全を期すこと。なお、市の指示があったときは速やかに現状報告を行い、市及び関係機関の現場確認に最大限協力するとともに、関係機関の指導等に対しては市に報告のうえ適切な対応を行うこと。
- 9 許可を受けた港湾施設の供用通路等については、各許可利用者が管理を行う。
- 10 許可利用者が暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものに該当したとき又は許可利用者の役員が暴力団員に該当したときは、許可若しくは承認を取り消すものとする。
- 11 許可利用者及び当該許可利用者の監督下で荷役作業を行う下請け業者の役員及び従業員(以下

「役員等」という。)は、条例第2条第1項に規定する港湾施設内及び岸壁を利用する船舶内において、飲酒運転を行ってはならない。

(2) 許可利用者は飲酒運転に関する事案が発覚した場合は、速やかに市もしくは指定管理者に報告しなければならない。

12 許可利用者及び当該許可利用者の監督下で荷役作業を行う下請け業者並びに役員等は、常に火災予防の措置を講じ、その内部及び周辺で喫煙その他火気を使用してはならない。

13 許可を受けた利用目的での港湾施設の利用が終了した場合、速やかに原状回復を行い、施設返還の手続きを行わなければならない。

14 許可利用者は、市もしくは指定管理者が行う施設巡回に協力し、巡回時に利用状況を報告すること。

15 許可利用者は、市もしくは指定管理者が行う改良工事や修繕、点検、調査などの施設の維持管理に協力しなければならない。

16 許可利用者は、許可申請時に提出した利用状況報告書に基づいて、許可を受けた港湾施設を利用しなければならない。利用状況を変更する場合は、事前に変更予定の利用状況報告書を提出して、市の承認を得なければならない。

**指導事項****●施設の特殊性に伴う指導事項****1. 指定保税地域**

指定保税地域は関税法による「関税の手続きの簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸しもしくは運搬をし又はこれを一時置くことができる場所」であり、次のことに留意すること。

- 1) 利用は、外国貨物の荷さばき（積卸、運搬、蔵置）に限る（貨物の加工や製造の禁止）
- 2) 蔵置期限は原則1ヶ月とする

**2. 國際航海船舶および港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく制限区域内及び制限区域に隣接した施設の許可利用者は、次のことに留意すること。**

- 1) フェンスから3mの区域には、貨物等の蔵置を行わないこと
- 2) 市の指示に従い出入管理を確実に行うこと
- 3) フェンス等設備を損傷し、または発見した場合は直ちに報告すること
- 4) 制限区域内において、許可を得ていない者の立入り及び貨物以外の不審物を認めた場合は直ちに報告すること

**●貨物の特殊性に伴う指導事項****1. 指定可燃物（紙、牧草、ベニヤ板、タイヤなど）**

福岡市火災予防条例に基づく、適正な集積及び届け出を行うこと。

- 1) 適正な集積（福岡市火災予防条例第33条の2第2項）
- 2) 消防署長への届け出（福岡市火災予防条例第46条第1項）

**2. ばら貨物等の取扱い**

次の措置を講じ、周辺及び水域の環境に配慮すること。

- 1) 飛散・拡散防止措置
- 2) 流出防止措置
- 3) 船積み時の海面落下防止措置
- 4) 施設内及び周辺の清掃（不法投棄等違法行為の監視）